

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立新居浜東高等学校

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。そのためには、全教職員が、いじめは絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。本校では、校訓のひとつである「和協敬愛」の精神のもと、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを傍観せず、いじめを許さないという心豊かな人間に育てるために、すべての学校教育活動において、生命や人権を大切にする教育に取り組んでおり、「愛媛県いじめの防止等に関する基本方針」に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等 当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 いじめ対策委員会

(2) 構成員 校長 教頭 生徒課長 教育相談課長 人権・同和教育課長
学年主任 スクールカウンセラー 学校評議員 P T A会長

(3) 活動内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があつたときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な

共有、関係のある生徒のへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

オ 学校基本方針の策定や取組の検証と、計画の見直しをする。

4 いじめの防止の取組

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 学業指導の充実

ア 授業規律の徹底と帰属意識を高める集団作り

イ コミュニケーション能力を育み自信を持たせ、一人一人に配慮したわかる授業づくり

ウ 教科「情報」等におけるモラル教育の充実

(2) 特別活動・道徳教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

イ ボランティア活動の充実

ウ 体験活動・就業体験の推進

(3) 教育相談の充実

ア 担任等による定期的面談(面接週間)

イ スクールカウンセラーによる面談

(4) 人権教育の充実

人権意識の高揚及び講演会等の実施

(5) いじめ根絶に向けた生徒が主体となった活動の実施

生徒会等による啓発活動

(6) 各種通信による啓発

(7) 保護者・地域との連携

ア 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

イ 公開授業の実施

(8) 関係機関との連携

連携による迅速な状況把握・情報共有

(9) 現職教育の充実

研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切にかつ迅速に対応できる力を養う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめ問題解決するために日頃から生徒の言動に留意をするとともに、何らかのいじめのサインを見落とすことなく発見し、早期対応をする。

(1) 研修を通して教職員の意識向上と緊密な情報交換を行う。

(2) いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに報告し組織的に対応する。

(3) いじめ調査等の実施

- ア いじめアンケート(年2回)
- イ 教育相談課による各種調査
- (4) いじめ相談体制の充実
 - ア スクールカウンセラーの活用
 - イ 教育相談室の充実を図る。
 - ウ 年度当初の面接週間の活用や、心配な様子のみられる生徒に対する個人面談の実施

6 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたら、関係生徒への迅速な事実確認を行う。

- (2) 生徒への対応

- ア いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」で継続的に支援する。安全・安心を確保し今後の対応についてともに考える。また長期的な相談支援を行う。

- イ いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行った生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導を徹底する。場合によっては特別指導を行う。

- ウ 関係集団への対応

いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめを解決する力を育成するように指導する。

- (3) 保護者への対応

- ア いじめを受けた生徒の保護者への対応

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。そして保護者の心情や要望を十分聞いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して解決を図る。

- イ いじめを行った生徒の保護者への対応

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。いじめは重大な問題であるので、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

- (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決では困難な場合もあるので、教育委員会・警察・福祉関係機関・医療機関等と連携を取りながら対応をする。

7 インターネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- (2) 教科「情報」等での情報モラル教育の充実を図る。
- (3) ネット社会における問題についての講話を行う。

(4) 保護者への啓発に努める。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害の疑いがある場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(2) 重大事態の対処

愛媛県教育委員会への報告とともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力するとともに、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

(ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）

(イ) 重大事態対応プロジェクトチームの編成

(ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携

(エ) P T A役員及び同窓会等との連携

(オ) 関係生徒への指導

(カ) 関係保護者への対応

(キ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

(イ) 全校保護者への対応

(ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

(ア) 教育委員会との連携の下での外部有識者の招へい

(イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化

(ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定

(エ) 改善策の実施

9 取組の検証と実施計画等の見直し

(1) いじめ対策委員会において、年2回（7月・12月）、いじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

(2) いじめ対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。

(3) 職員会議を通して、全教職員で情報を共有し、共通理解・共通実践を図る。